

電気事業再編成における民営地域別九分割案の形成過程

——再編成の主役は誰か——

橘 川 武 郎

一 課 題

本稿の課題は、占領下の日本で実施された電気事業再編成⁽¹⁾において最終実行案となった民営地域別九分割案の形成過程を検討し、企業形態改変面での再編成の主役は誰であったかを確定することにある。第1表は、既存の諸文献によって言及されてきた各提唱主体の諸プランを、「発送配電一貫経営を採用するか否か」、「配電について地域分割を行なうか否か」、「事業全体を民営化するか否か」という三つの基準で分類したものである。この表からわかるように、本稿では、発送配電一貫、地域分割、民営化をめざした松永安左エ門、GHQ⁽²⁾、九配電会社の

三者を、主としてとりあげることになる。

従来の研究史において、電気事業再編成に関する研究は、それに先行する電力国家管理に関する研究に比べて、総じて立ち遅れてきた⁽³⁾。この点でのほぼ唯一の例外は、公益事業委員会内に設置された電気事業再編成史刊行会が再編成直後の一九五二年五月に刊行した本文一〇六八頁の『電気事業再編成史』の存在であるが、同書には、すでに別稿で指摘したように、「④GHQに関する記述が部分的である、⑤商工省ないし通産省に関する記述がきわめて不十分である、⑥電産の運動に関する記述がほぼ欠如している、⑦地方公共団体に関する記述が少ない⁽⁴⁾」などの問題点があった。そのため、電気事業再編成に関する研

第1表 電気事業の企業形態改変に関する主要なプランと提唱主体

プランの概要			提 唱 主 体
発送配 電一貫 経 営	配電の 地 域 分 割	民 営	
○	○	○	松永安左エ門, GHQ, 9配電(1948年以降)。
○	×	×	電産, 日発, 9配電(1946—47年), 社会党, 共産党。
×	○	○	電気事業民主化委員会, 電気事業再編成審議会, 民主党。
×	○	×	地方公共団体。

(出所) 拙稿「電気事業再編成研究の課題」(青山学院大学『青山経営論集』第24巻第1号、1989年)147頁。

第2表 電気事業再編成に関連する拙稿

題 目	掲 載 書・誌	発行年
「エネルギー産業の再建—電力業」	『通商産業政策史』3巻	近刊予定
「電気事業再編成研究の課題」	『青山経営論集』24巻1号	1989年
「資料—電気事業再編成と商工省・通産省(1)(2・完)」	『青山経営論集』24巻2、3号	1989年
「電気事業再編成と企業形態改変に関する諸プラン」	『青山経営論集』25巻1号	1990年
「資料—電気事業再編成とGHQ(1)、(2)、(3)、(4・完)」	『青山経営論集』25巻3、 4号、26巻1、3号	1990— 1991年
「電気事業再々編成問題と松永安左エ門」	『青山経営論集』26巻2号	1991年

究の課題として、「①企業形態改変に関する諸プランと提唱主体の全体像を把握し、それらの相互関係を明らかにすること、②松永案とGHQのプランの相違点とその解消のされ方を検討し、松永とGHQのどちらが企業形態改変の主役であったかを確定すること、③商工省ないし通産省の動向に注目し、電力行政の所管変更についての対決の構図を説明すること、④電気事業再編成と電産の運動との関係を明確にすること」⁽⁵⁾、などの諸点が残されたが、本稿は、このうち②の課題にとりくむものである。なお、筆者は、現在、これら一連の課題を追求中であるが、その進行状況は第2表のとおりである。

電気事業再編成に関する研究が立ち遅れてきた理由としては、つい最近まで経済史家、経営史家が第二次世界大戦以後の日本を対象にした研究業績をあまり発表してこなかったという一般的事情とは別に、次の

二点を指摘することができる。

第一は、従来の電力国家管理研究が採用してきた論理構成である。近年の代表的な電力国家管理研究者としては、桜井則⁽⁶⁾、松島春海⁽⁷⁾、高橋衛⁽⁸⁾、坂本雅子の四氏をあげることができるが、これら四氏の所説は、さまざまな相違を含みながらも、基本的な点では共通する内容をもっている。その共通性は、「豊富で低廉な電力供給」をめざす官僚ないし財閥が個別資本的立場に執着する電力資本を抑え込んだ過程として電力国家管理を理解するという点にあるが、このような理解に立てば、現実に「豊富で低廉な電力供給」を求める社会的要請が存在した以上、電力国家管理は経済的にみて必然的な過程だったということになる⁽¹⁰⁾。しかし、四氏のように電力国家管理の経済的必然性を強調する見解に立つならば、その論理的帰結として、電気事業再編成を整合的に論ずることは困難になる。「豊富で低廉な電力供給」の実現を同様をめざしながら、電力国家管理は事実上の国営化をもたらし、電気事業再編成は国営形態を解消した。電力国家管理の経済的必然性を強調する見解に立つかぎり、このような正反対の結果がなせ生じたかを論理的に説明することは難しいと言わざるをえない。電気事業再編成をGHQという「外庄」によって遂行された経済的必然性をもたないプロセス

ととらえるならば、ある程度の説明は可能だろうが、その場合には、再編成によって誕生したいわゆる「九電力体制」がその後定着した⁽¹¹⁾のはなぜかという、新たな難問に直面することになる。また、そもそも、電気事業再編成の主役がGHQであったと簡単に断定することにも、大いに問題がある。この最後の問題こそ、本稿でとりあげる主要な論点にはかならない。

電気事業再編成研究の停滞を招いた第二の要因は、GHQや商工省などの再編成の当事者たちの動向を伝える一次資料の利用が困難だった、という事情に求めることができる。この点を克服するためには、主としてGHQの動向を伝える米国メリーランド州ストランド（ワシントンD.C. 郊外）の Washington National Records Center 所蔵のレコード・グループ・ナンバー三三一、GHQ/SCAP文書や、主として商工省の動向を伝える東京都港区虎ノ門の財団法人通商産業調査会通商産業政策史研究所蔵の古池信三文書⁽¹²⁾に含まれる関連資料を発掘、整理、公表することが、重要な意味をもつ。筆者は、第2表に示したように、すでにこの作業を開始しており、本稿でも、おもにストランドのGHQ/SCAP文書を利用する。ただし、ここでは、紙幅上の制約があるため、各資料の具体的内容には立ち入らず、資料名とそれらの資料を紹介した筆者の

別稿の該当箇所を注記するにとどめた。

本稿では、①敗戦から一九四八年一月まで、②一九四八年二月から同年十二月まで、③一九四九年一月から同年九月まで、④一九四九年一〇月から一九五〇年三月まで、⑤一九五〇年四月から同年十一月まで、という五つの時期を設定して、順次議論を進める。この時期区分は、基本的には、電気事業再編成に対するGHQの関与のしかたの変化にもとづくものである。GHQは、①の時期に電気事業再編成に着手し、②、③の時期に再編成に関する基本方針を確立した（とくに③の時期には、再編成に関するGHQの動きが活発化した）。そして、④の時期に電気事業再編成の実行案の作成に関与し、⑤の時期に再編成の実施に影響力を行使した。なお、参考のために、電気事業再編成関連年表を、付表として、本稿の末尾に掲げておいた。

注

(1) 本稿は、一九九〇年九月二—三日に松山大学で開催された社会経済史学会第五九回全国大会において筆者が行なった自由論題報告を、ほぼそのままの形で文書化したものである。

(2) 正確には、GHQ/SCAP, General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers, 連合国最高司令官総司令部。

(3) 中瀬哲史氏は、最近発表された「再編成前の電力産業の経営改善について——電力再編成の前提——」（大阪市立大学『経営研究』第四一巻第三号、一九九〇年）のなかで、今後、電気事業再編成に関する研究にとりくむことを宣言されている。氏の活躍に期待したい。

(4) 拙稿「電気事業再編成研究の課題」（青山学院大学『青山経営論集』第二四巻第一号、一九八九年）一五一頁。

(5) 前提拙稿「電気事業再編成研究の課題」一五一—一二二頁。

(6) 桜井則「電力産業と国家管理」（栗原東洋編『現代日本産業発達史Ⅲ電力』、交詢社、一九六四年）。

(7) 松島春海「電力外債の歴史的意義」（『社会経済史学』第二六巻第六号、一九六一年）、同「電力統制問題の背景（上）（下）」（『アナリスト』第二二巻第一号、第一三巻第一号、一九六六—六七年）、同「日本発送電株式会社形成過程」（埼玉大学『社会科学論集』第三五号、一九七五年）、同「戦時経済体制成立期における民間研究団体の動向」（埼玉大学『社会科学論集』第三六号、一九七五年）、同「戦時経済体制の成立過程と産業政策」（安藤良雄編『日本経済政策史論・下』、東京大学出版会、一九七六年）、同「産業統制の強化と戦時経済」（『社会経済史学』第四一巻第六号、一九七六年）、同「電力業における生産力の拡充」（埼玉大学『社会科学論集』第三八・三九合同号、一九七七年）、同「電気事業編第三編戦時経済期」（通商産

業省編『商工政策史第二四卷電気・ガス事業』、一九七九年。

(8) 高橋衛「戦時経済統制研究の視点」(広島大学『経済論叢』第二二巻第一号、一九七二年)、同「電力国家管理の過程」(広島大学『経済論叢』第二二巻第二号、一九七二年)。

(9) 坂本雅子「電力国家管理と官僚統制」(『季刊現代史』第五号、一九七四年)。

(10) 以上の点については、拙稿「電力国家管理研究の新視角」(青山学院大学『青山経営論集』、第一九巻第四号、一九八五年)三二—四五頁参照。

(11) この点については、拙稿「電力」(米川伸一・下川浩一・山崎広明編『戦後日本経営史第二巻』、東洋経済新報社、一九九〇年)三六—三六八、三七四—三七六頁参照。

(12) 古池信三は、一九四五年一〇月から一九四八年一月にかけて、商工省電力局長をつとめた。

(13) 拙稿「資料——電気事業再編成と商工省・通産省」(2)「青山学院大学『青山経営論集』第二四巻第二号・第三号、一九八九年、以下では「商工省(1)(2)」と略す)、同「資料——電気事業再編成とGHQ(1)(2)(3)(4)」(青山学院大学『青山経営論集』第二五巻第三号・第四号、第二六巻第一号・第三号、一九九〇—一九九一年、以下では「GHQ(1)(2)(3)(4)」と略す)。

(14) 電気事業再編成の事実経過については、前掲拙稿「電気事業再編成研究の課題」一二六—一四一頁参照。また、第1表と付表に登場する電力業の企業形態改変に関する諸提案については、拙稿「電気事業再編成と企業形態改変に関する諸プラン」(青山学院大学『青山経営論集』第二五巻第一号、一九九〇年)参照。

二 敗戦——一九四八年一月

従来、一九四八年二月の電力業に対する過度経済力集中排除法(以下では集排法と略す)の適用をもって、電気事業再編成にGHQが関与し始めたかのような記述がなされてきたが、じつは、GHQは、一九四八年一月以前の時期に再編成に着手した。

付表からわかるように、いちはやく電気事業再編成の胎動をもたらしたのは、電力国家管理以前に公営電気事業を営んでいた地方自治体や、戦後誕生したばかりの電力産業の労働組合であった。⁽¹⁶⁾とくに、後者の活動はめざましく、一九四六年の秋季闘争において日本電気事業労働組合協議会(以下では電産労働と略す)は、電気事業の社会化や全国一元化などの自らの要求を、日本発送電(以下では日発と略す)の総裁や九配電会社の社長に認めさせることに成功した。⁽¹⁷⁾(戦時体制下で始まり、当

時も継続していた日本の電力国家管理においては、日発が発送電事業を、九配電会社が配電事業を担当していた。

ここで問題となるのは、のちに全国一社化を提唱した日発はともかくとして、のちに九ブロック化を主張した九配電が、なぜ、電産労協の全国一元化案に同調したのかという点である。

この問題に対して確たる解答を与えるには残念ながら資料不足であるが、ここでは、①九配電が、敗戦直後の猛烈な勢いの労働攻勢に抗しきれなかった、②電力国家管理下では日発が主役で九配電が脇役という役所が定着していたので、日発の動きに追随した、などの事情が作用したものと考えられる。

ところで、GHQが電氣事業再編成を具体的に検討し始めたことを示す、ストランドのGHQ/SCAP文書のなかの管見のかぎりでも最も早い時点の資料は、一九四七年四月のものである。この資料によれば、同月一日に開催された日発に関する会議の席上、GHQ経済科学局(ESS)反トラスト・カルテル課のブッシュ(I. T. Bush)は、①独立性の強い新たな電力行政機関の創設と、②地域別分割による発送配電一貫経営への移行、の二点を主張した。そして、これらの点は、GHQが電氣事業再編成の全過程をつうじて堅持する根本原則となった。

当時、電力業に関する日本政府内の主管官庁であった商工省は、敗戦後必至と目されていた電力行政機構の変更について、中央電氣委員会の設置といういわば「微調整」によってこれをクリアし、電力業への監督権を保持し続けようとしていた。⁽¹⁹⁾一九四七年七月に商工省から中央電氣委員会設置についての照会を受けたGHQは、経済科学局が中心となって、この問題を検討した。しかし、GHQの内部では商工省の官僚統制が日本の電力業の発展を阻害しているという見方が支配的だったため、関連部局である経済科学局労働課、同反トラスト・カルテル課、同法規課、および民政局は、いずれも、商工省主導の電氣委員会設置に反対した。⁽²¹⁾この内部検討をふまえて、GHQ経済科学局長のマーカット(W. F. Marquat)は、一九四七年七月一七日に商工大臣水谷長三郎にあてて覚書⁽²²⁾を発し、そのなかで、商工省電力局を廃止すること、中央電氣委員会ではなく独立性の強い五人委員会を新たな電力行政機関として設置すること、電力業の企業形態の再編成を検討すること、などを求めた。この覚書は、GHQによる電氣事業再編成への着手宣言とみなしうるものであった。

GHQは、一九四七年七月三〇日の商工省との会談において、独立性の強い新たな電力行政機関の創設をかさねて主張し

た。⁽²³⁾そして、同年九月四日の商工省との会談においては、電力業の企業形態の改変案として、地域別民営会社による発送配電一貫経営案を打ち出した。⁽²⁴⁾

このようにGHQは、一九四八年一月以前の時期のうちに、①独立性の強い新たな電力行政機関を創設する、②地域別民営会社による発送配電一貫経営を実現する、という、電気事業再編成にのぞむ二つの根本原則を確立した。ただし、この二点をいかに具体化するかという方針を確定することは、次の時期以降に残された課題となった。

一方、一九四七年九月四日の会談でGHQから地域別民営会社案を示された商工省は、ただちに同案に対する批判的見解をまとめた。⁽²⁵⁾商工省が地域別民営案を批判したのは、当時同省が、電力業の企業形態改変に関して、国営形態の継続と全国一社化をめざしていたからであった。⁽²⁶⁾

商工省は、前年に続いて一九四七年秋にも発生した電産争議に際して、電気事業の民主化については労使の一致を尊重する方針をとった。⁽²⁷⁾先述したように、一九四六―四七年の時期には、電産労協ないしその後身の日本電気産業労働組合（以下では電産と略す）⁽²⁸⁾と日発・九配電の労使双方は、「電気事業の社会化」や「全国発送配電事業の一社化」をめざすことで、一応

一致していた。この「全国発送配電事業の一社化」をめざす「電気事業の社会化」案は、⁽²⁹⁾根拠とするイデオロギーは異なるものの、実態としては、商工省が支持する全国一社による電力国営案に近い内容をもっていた。一九四六―四七年に商工省が労使間の一致を尊重する方針をとったのは、こうした事情をふまえたものと考えることができる。

注

(15) 例えば、小林康「再編成後の電力産業」（栗原前掲）現代日本産業発達史Ⅲ電力』三八六―三八八頁参照。

(16) 東京都議会「配電事業移管ニ関スル意見書」（一九四六年二月二〇日、公営電気復元運動史編集委員会編『公営電気復元運動史』、公営電気事業復元京都市協議会、一九四九年、六九―七〇頁）、日本電気産業労働組合協議会結成大会「決議」（一九四六年四月七日、古池信三文書『電産争議資料』）参照。

(17) 電産労協・日発・九配電各代表「声明」（一九四六年一〇月七日、古池文書、東海北陸地方商工局編『日本電気産業労働組合協議会争議順末』、一九四七年、二二―二三頁）参照。

(29) Memorandum of the Meeting Regarding Nippon Hasoden K. K. (April 15, 1947, RG 331, GHQ/SCAP Records, B6979, F.6. なせ RG はハローード・グループ

・ナンバー、Bはボックス・ナンバー、Fはフォルダー・ナンバーを示す。この点は、以下同様。前掲拙稿「GHQ

(1)」三〇一頁。

(19)「中央電気委員会令案」(一九四六年二月二日、古

池文書、『電力行政資料』一九四七年。前掲拙稿「商工省(1)」一三三頁、「中央電気委員会の委員組織案」(一九四七年二月一〇日、前掲『電力行政資料』。前掲拙稿「商工省(1)」一三三頁)、「中央電気委員会令案」(一九四七年五月二三日、前掲『電力行政資料』。前掲「商工省(1)」一三四頁)参照。

(20) 商工省電力局「電気委員会設置に関する件」(一九四七年七月七日、前掲『電力行政資料』。前掲拙稿「商工省(1)」一三五頁)。

(21) cf. Memorandum for Chief, ESS (July 11, 1947, RG 331, B 6979, F 6. 前掲拙稿「GHQ(2)」三〇二頁)。

(22) Memorandum, W. F. Marquat to Minister of Commerce and Industry (July 17, 1947, 前掲『電力行政資料』。前掲拙稿「GHQ(2)」三〇三—三〇四頁)。

(23) cf. ESS Industrial Division, Daily Conference Report (July 30, 1947, RG 331, B 6979, F 6. 前掲拙稿「GHQ(2)」三〇五頁)。

(24) 商工省電力局「電気事業の経営組織について」(日付不明、前掲『電力行政資料』。前掲拙稿「商工省(2)」一八〇頁)参照。

(25) 商工省電力局「地区別民営会社案の長所と欠陥」(一九四七年九月一日、前掲『電力行政資料』。前掲拙稿「商工省(2)」一七六頁)、同「地区別民営会社案の長所と欠陥」(一九四七年九月二日、前掲『電力行政資料』。前掲拙稿「商工省(2)」一七九頁)参照。

(26) 商工省電力局「企業形態改善に関する各案の利害比較」(一九四七年九月一日、前掲『電力行政資料』。前掲拙稿「商工省(2)」一七七一—一七八頁)参照。

(27) 中央労働委員会電産爭議調停委員会「電産爭議に関する調停案」(一九四七年二月一九日、前掲『電力行政資料』。前掲拙稿「商工省(2)」一八二頁)参照。

(28) 電産労協が発展的に解消して、産業別単一組織である電産が発足したのは、一九四七年五月のことであった。

(29) 電産が一九四七年九月に発表した「電気事業社会化法要項」については、電気事業再編成史刊行会(公益事業委員会内)編『電気事業再編成史』(一九五一年)一四八一—一五一頁参照。

三 一九四八年二月—同年二月

一九四八年二月二日に持株会社整理委員会が、GHQの意向を受けて、日発および九配電に集排法を適用したことは、電気事業再編成をめぐる動きを一挙に活発化させる契機となった。集排法指定を受けた日発と九配電は、一九四八年四月二二

日にそれぞれ別々に再編成計画書を持株会社整理委員会へ提出したが、日発の計画書は全国一社化を主張し、九配電のそれは民營地域別九社による發送配電一貫経営を提唱した⁽³¹⁾。つまり、九配電は、集排法指定を機に従来の全国一社案への同調をとりやめ、九ブロック案へ方針転換したことになるが、これは、①電力業への集排法適用によって全国一社案に対するGHQの反対の意向が明瞭になり、全国一社化の現実性が低下したこと、②「逆コース」と言われるように、敗戦直後の労働攻勢にかげりがみえたこと、などによるものである。

日発と九配電が再編成計画書を提出してから八日後の一九四八年四月三〇日に、電氣事業再編成の具体案を作成するため、商工大臣の諮問機関として電氣事業民主化委員会が発足した。電氣事業民主化委員会は、東大教授で電氣学会会長の大山松次郎を委員長とし、日発・九配電・電産・地方公共団体・電氣需用者などの代表を委員として、一九四八年一月一日まで一九回にわたって審議を重ねた⁽³²⁾。

一方、GHQは、一九四八年二月の電力業への集排法適用以降、すでに前の時期に確立した、①独立性の強い電力行政機関を新設する、②地域別民營会社による發送配電一貫経営を実現する、という電氣事業再編成に関する二つの根本原則を、いか

に具体化するかという課題にとりくむようになった。そして、その際ポイントとなったのは、②の企業形態改変案の作成であった。以下で述べるように、GHQは、②の具体化に関して動搖を重ねた。これとは対照的に、①の具体化についてのGHQの姿勢は、揺るぎないものであった。

GHQが②の具体化として最初に本格的に検討した地域分割案は、一九四八年七月の經濟科学局工業課のスタッフ・スタデ⁽³³⁾が提唱した、北海道、東本州（東北と関東を含む）、西本州（中部と北陸と関西と中国を含む）、四国、九州の五ブロック案であった⁽³⁴⁾。ただし、この五ブロック案は、調査検討範囲が不十分だったこともあって、GHQの内部で支持をえることができなかった⁽³⁵⁾。そのことは、ほぼ同時期の一九四八年六月三〇日に、同じ經濟科学局の反トラスト・カルテル課長であるウェルシュ（E. C. Welsh）が、記者会見の席上、「九配電会社の機構上の分割はない見込である」、「集排法によれば他の配電との合併命令はだされないであろう」、と発言したことからも窺い知ることができる⁽³⁶⁾。

少なくとも、当時、日本の電力業関係者に大きな衝撃を与えたのは、經濟科学局工業課の五ブロック案の方ではなく、ウェルシュ反トラスト・カルテル課長の発言の方であった。例え

ば、それまで全国一社化を掲げてきた日発は、「九配電会社の機構上の分割はない見込である」とのウェルシュ発言を受けて、事実上現状維持をめざす方針に転換した。⁽³⁷⁾ また、一九四八年一月一日にまとめられた電気事業民主化委員会の答申も、北海道と四国で発送配電一貫経営会社を新設するものの、本州と九州では現行体制を基本的に維持するという、現状維持色の強いものとなった。そして、別稿で指摘したように、商工省も、一九四八年には、電力業の企業形態改変問題に関して、現状維持方針への傾斜を強めた。⁽³⁸⁾

ここで注目する必要があるのは、電気事業民主化委員会において九配電の代表が、現状維持色の強い答申に賛成した⁽⁴⁰⁾ことである。このことは、一九四八年一月以前に九配電が全国一社案に同調していたこととあわせて、九配電が、電気事業再編成の最終実行案となつ民営地域別九分割案の形成過程における主役ではなかったことを、意味している。

ところで、ここまで述べてきたことから明らかなように、電力業の企業形態改変を具体化しようというGHQの動きは、一九四八年中にはさしたる進展を示さなかった。その動きが活発化したのは、一九四九年にはいつてからのことであった。

注

- (30) 日本発送電株式会社「再編成計画書」(一九四八年四月、前掲『電気事業再編成史』一九三二—一九頁)参照。
- (31) 各配電会社「電気事業再編成計画案」(一九四八年四月、前掲『電気事業再編成史』二一〇—二一八頁)参照。
- (32) 商工省電力局編『電気事業民主化委員会議事録』(一九四九年)参照。
- (33) ESS Industry Division, Staff Study, Reorganization of Electric Public Utility Companies (July, 1948, RG 331, B 7045, F 13. 前掲拙稿「GHQ」三〇八—三〇九頁)。
- (34) cf. W. S. Vaughan, Memorandum for Chief, ESS (July, 1948, RG 331, B 7045, F 13. 前掲拙稿「GHQ」三一一〇頁)。
- (35) cf. ESS Industry Division, Staff Study on Reorganization of Electric Power Industry (July 21, 1948, RG 331, B 6979, F 6. 前掲拙稿「GHQ」三一一頁)。
- (36) 電力政策研究会編『電気事業法制史』(電力新報社、一九六五年)二六七頁参照。
- (37) cf. Letter, B. Shindo to E. H. Scheier (August 21, 1948, RG 331, B 8462, F 3. 前掲拙稿「GHQ」三一一—三一二頁)。
- (38) 電気事業民主化委員会の答申については、前掲『電気事業民主化委員会議事録』一三二—一三七頁参照。

- (39) 前掲拙稿「商工省(2)」一六〇—一六二頁参照。
 (40) 前掲『電氣事業再編成史』三二四頁参照。

四 一九四九年一月—同年九月

一九四九年になると、電氣事業再編成に対するGHQの姿勢は、従来より積極化した。まず、同年二月一日に経済科学局工業課が再編成に関するスタッフ・スタディ⁽⁴¹⁾をまとめたが、この報告書の最大の特徴は、発送配電一貫経営の地域別電力会社を北海道、東北、関東、関西(中部と北陸も含む)、中国、四国、九州に七社設立するという、七ブロック案を提示したことにあつた。

経済科学局工業課の一九四九年二月のスタッフ・スタディは、同課の一九四八年七月のスタッフ・スタディとは異なり、幅広い調査検討をふまえたものであり、より大きな説得力をもつていた。一九四八年のスタッフ・スタディが打ち出した五ブロック案に同調しなかつた経済科学局反トラスト・カルテル課長のウエルシュも、一九四九年のスタッフ・スタディが提唱した七ブロック案については、すぐに支持の意を表明した⁽⁴²⁾。また、経済科学局工業課の七ブロック案は、おりから活動中の集
 中排除審査委員会にも、好意的に受け入れられた⁽⁴³⁾。一九四九年

五月一〇日に集中排除審査委員会のバーガー(E. J. Burger)⁽⁴⁴⁾委員が日発の森壽五郎理事に対して七ブロック案を内示したのも、この流れに沿うものであつた。

バーガーの七ブロック案内示は、当時、問題の曖昧化による電力業の企業形態の現状維持をねらっていた日本側関係者に、大きな衝撃を与えた。通産大臣(商工省は一九四九年五月二五日に通商産業省に改組された)稲垣平太郎は、マーカーツ経済科学局長にあてた一九四九年五月二五日付の書簡で電氣事業再編成の延期を要請したが、GHQ側の姿勢が強いことを知ると、六月八日付の同局長あての書簡では、要望の重点を日本サイドで再編成の具体案を作成することに移した。当時、GHQが電氣事業再編成の実施にいかにか意欲的になつていたかは、GHQ/SCAP文書中のいくつかの資料から読みとることができ⁽⁴⁷⁾る。

稲垣通産大臣は、一九四九年六月二日のマーカーツ経済科学局長との会談の席上においても、電氣事業再編成の具体案を作成する審議会を通産省に設置することを希望した⁽⁴⁸⁾。一連の稲垣の申し入れに対してGHQは、経済科学局工業課長ヴォーン(W. S. Vaughan)名の一九四九年七月九日付の覚書で回答した⁽⁴⁹⁾。この覚書は、「新設せられるべき会社の数は電力再編成案

がこれを明示するものとする⁽⁵⁰⁾」としていたが、これを受け取った通産省は、「再編成計画の立案は日本政府に委された⁽⁵¹⁾」と判断した。

たしかに、一九四九年七月にはGHQの内部で、電気事業再編成の具体案作成に日本サイドも関与させるべきだとの意見が高まったのは事実である⁽⁵²⁾。しかし、通産省が判断したように、ヴォーンの覚書をもってGHQが七ブロック案をたな上げたとみなすのは、やや早計であった。と言うのは、一九四九年八月まではGHQ内部で、七ブロック案が電気事業再編成の最有力の実行案と考えられていたからである⁽⁵³⁾。

ただし、同時に見落すことができないのは、一九四九年五月ごろからGHQのなかで、七ブロック案に対する異論がはじめていた点である。それは、七ブロックに分割した場合、本州の中央部にできる関東と関西（この関西には、中部と北陸も含む）の二つの電力会社の規模は大きすぎるから、それぞれをさらに二分割して、結果的には九ブロック化を実現しようという異論であった⁽⁵⁴⁾。なお、この九ブロック案は、関東を二分割する点、および中部と北陸を含む関西を三分割せず二分割する点で、電気事業再編成の最終実行案となった九ブロック案とは、内容を異にしていた。

GHQ内部で七ブロック案に対する異論が生じたこと、電力業の新たな監督機関として設立が予定された公益事業委員会の権限について経済科学局価格配給課がクレームをつけたこと⁽⁵⁵⁾などによって、一九四九年五月七月に日本サイドが懸念したGHQによる七ブロック化の強行という事態は、結局は回避された。そして、マーカット経済科学局長は、一九四九年八月一日の稲垣通産大臣との会談の席上、同年夏に来日した経済科学局生産・企業理事のケネディ（T. O. Kennedy）とよく相談することという条件をつけたが、これも、電気事業再編成の具体案を日本サイドが作成することを認めた⁽⁵⁶⁾。つづいてGHQは、一九四九年九月二七日に通産省にあてて、①電力局（商工省の通産省への改組にともない、電力局は、通産省の外局の資源庁に所属するようになった）の廃止とそれに代る調整機関としての公益事業委員会の新設、②七ブロック化ないし九ブロック化の実行、などを主要内容とする非公式覚書⁽⁵⁷⁾を發した。このうち②でGHQが電力業の企業形態改変について複数のプランを示したことは、事実上、具体的なプラン作成を日本サイドにゆだねることを意味した。

以上のようにGHQは、一九四九年九月までに、電気事業再編成の一つの柱である企業形態の改変については、地域分割、

民営、発送配電一貫経営という大枠を提示しながらも、具体的なプランの作成を日本サイドにゆだねるという方針に行き着いた。これに対して、再編成のいま一つの柱である電力行政機構の改変については、GHQは、電力局を廃止して代りに独立性の強い公益事業委員会を新設するという自らの見解を日本サイドにおしつける姿勢を、一九四九年をつうじて一貫して堅持した。電氣事業再編成の二つの柱に対するGHQの対応が対照的であったことは、大いに注目値する。

注

- (41) ESS Industry Division, Staff Study, Reorganization of the Electric Power Industry of Japan (February 15, 1949, RG 331, B 8424, F 24. 前掲拙稿「GHQ」一九〇—一九二頁）。
- (42) cf. E. C. Welsh, Memorandum for Deconcentration Review Board (February 24, 1949, RG 331, B 8462, F 3. 前掲拙稿「GHQ」一九三頁）。
- (43) cf. E. J. Burger, Summary of Recommendations (May 12, 1949, RG 331, B 6979, F 7. 前掲拙稿「GHQ」一九四—一九六頁), and R. S. Campbell, Memorandum to the Board to be Included in the Minutes (May 14, 1949, RG 331, B 8462, F 3. 前掲拙稿「GHQ」一九七頁）。

- (44) 前掲『電氣事業再編成史』三三八頁参照。
- (45) Letter, H. Inagaki to W. F. Marquat (May 25, 1949, RG 331, B 8462, F 3. 前掲拙稿「GHQ」一九八—一九九頁）。
- (46) Letter, H. Inagaki to W. F. Marquat (June 8, 1949, RG 331, B 6979, F 6. 前掲拙稿「GHQ」二〇〇—二〇一頁）。
- (47) G. R. Roames, Memorandum for G. E. Meyer (June 9, 1949, RG 331, B 6979, F 6. 前掲拙稿「GHQ」二〇二頁), and J. Robinson, Memorandum for D. MacArthur (June 17, 1949, RG 331, B 8462, F 3. 前掲拙稿「GHQ」二〇三—二〇四頁）。
- (48) 通産省大臣官房渉外課「渉外週報第四号」(一九四九年六月二日)「産業政策史研究所編『渉外週報』一九四五年、二頁。前掲拙稿「商工省」一四六頁)参照。
- (49) W. S. Vaughan, Memorandum for Minister of International Trade and Industry (July 9, 1949, RG 331, B 7365, F 6. 前掲拙稿「GHQ」二〇五頁）。
- (50) 前掲『電氣事業再編成史』三三四頁。なお、引用に際して旧字体を新字体に改めた(この点は、以下同様）。
- (51) 前掲『電氣事業再編成史』三三四頁。
- (52) cf. Memorandum, E. M. Almond to W. F. Marquat (July 21, 1949, RG 331, B 7365, F 6. 前掲拙稿「GHQ」二〇六頁）。

- (35) cf. ESS Antitrust and Cartels Division, Draft of Memorandum for Japanese Government (undated, RG 331, B 7365, F 6. 前掲拙稿「GHQ②」110頁), and E. C. Welsh, Memo for Record (August 13, 1949, RG 331, B 7365, F 6. 前掲拙稿「GHQ③」110頁)。(45) cf. *op. cit.*, Burger, Summary of Recommendations (May 12, 1949), and ESS, Draft of Memorandum for Japanese Government (July 29, 1949, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「GHQ③」110頁)。(46) cf. F. L. Whittington, Memorandum for E. C. Welsh (August 3, 1949, RG 331, B 7365, F 6. 前掲拙稿「GHQ③」110頁), and H. N. Shabsin, Memorandum for Record (August 23, 1949, RG 331, B 7365, F 6. 前掲拙稿「GHQ③」111—112頁)。(56) 通産省大臣官房渉外課「渉外週報第一一〇号」(一九四九年八月一日、前掲『渉外週報』一六頁。前掲拙稿「GHQ②」110頁)参照。(57) Memorandum (September 27, 1949, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「GHQ③」113—114頁)。

五 一九四九年一月—一九五〇年三月

本章で検討する一九四九年一月から一九五〇年三月にかけての半年間は、民営地域別九分割という電気事業再編成の最終

実行案が成立した時期であり、企業形態改変面での再編成の主役は誰かを確定するうえで最も重要な時期と言える。

GHQが電気事業再編成の具体案作成を日本サイドにゆだねる方針を決めたことを受けて、一九四九年一月四日に経済科学局公益事業・燃料課長のロームス(G. R. Roames)が、「公共事業委員会設置案」⁽⁸⁷⁾とともに「電力事業再編成勧告委員会案」⁽⁸⁸⁾を通産省に手渡した。この「勧告委員会案」は、電気事業再編成の具体案を作成する日本サイドの審議会を設置することと認めるが、それを通産省の諮問機関とすることは認めないというものであった。これに対して、具体案作成に携わる審議会を自らの諮問機関とすることに執着していた通産省は、精神的に巻き返しを図った。そして、一九四九年一月二六日⁽⁶⁰⁾一月二日⁽⁶¹⁾、一月九日の稲垣・マーカット会談をつうじて、審議会を通産省の諮問機関とすることに成功した。

以上のような経緯を経て、通産大臣の諮問を受け、電気事業再編成の具体案作成を任務とする電気事業再編成審議会が、一九四九年一月二四日に発足した。審議会発足にあたって注目すべき点は、吉田茂首相や稲垣通産大臣が率先して、会長に松永安左エ門をすえるために動いたことである。⁽⁶²⁾ 電気事業再編成審議会の会長に就任した松永は、戦前の五大電力の一角を占め

た東邦電力の社長をつとめた人物であり、電力国家管理に最後まで抵抗した徹底的な電力民営論者として知られていた。また、松永はすでに一九二八年の時点で体系的な「電力統制私見」を発表していたが、その内容は、別の機会に論じたように、二三年後の電気事業再編成において最終実行案となった民営地域別九分割案とはほぼ同一であった。⁽⁶⁴⁾したがって、松永を電気事業再編成審議会の会長に起用すれば、民営地域別九社による発送配電一貫経営という九ブロック案を持ち出すであろうことは予測できたわけであり、一九四九年一月の時点で吉田首相と稲垣通産大臣は、「九ブロック化やむなし」という判断にある程度傾いていたと言ふことができる。

一九四九年一月二四日に発足した電気事業再編成審議会は、一九五〇年一月三一日までに一七回の本会議を開くとともに、都合七回にわたってGHQとの会談をもった。⁽⁶⁵⁾その際、GHQを代表して会談に参加したのは、ケネディ、ロームス、およびロームスの部下のキャッシュなどであった。

電気事業再編成審議会でイニシアチブを発揮したのは会長の松永であり、松永は、着々と九ブロック案作成の準備を進めるとともに、会長「就任当初から努めて総司令部に出頭し」、⁽⁶⁶⁾ケネディやロームスらのGHQ側担当者を得することに全力を

あげた。もともと、発送配電一貫経営の地域分割や民営を念頭におくケネディやロームスの考え方と松永の九ブロック案とのあいだには決定的な違いはなく、松永の回想によれば、「ロームス氏は大体私の意見に賛成的」⁽⁶⁸⁾となり、「ケネディ氏も私の説に賛成してくれ」⁽⁶⁹⁾るという状況がうまれた。現にロームスは、一九五〇年一月一二日の時点で、松永案を高く評価した。⁽⁷⁰⁾また、マーカット経済科学局長は、一九四九年十二月二日に、当面、電力業関連の官僚や電力会社の役員の人事異動を行なうべきでないという、やや奇妙な内容の覚書を稲垣通産大臣にあてて発したが、これは、日本サイドの反松永勢力の動きを封じ込めるためのものであった。⁽⁷²⁾

しかし、電気事業再編成審議会でイニシアチブを発揮していた松永は、一九五〇年一月九日ごろから二つの面で困難に遭遇するようになった。一つは、審議会の内部で、松永の九ブロック案に対する有力な対案として三鬼隆委員が提唱した融通会社案が台頭し、やがては、松永会長以外の委員四名全員が三鬼案を支持するようになったことである。この三鬼の融通会社案は、松永案の九社のほかに日発の発電能力の四二％を継承する電力融通会社を別立するというものであり、事実上の日発存続案と言えるものであった。⁽⁷⁴⁾そして、松永にとってのいま一つの

困難は、GHQが突然一〇分割案を持ち出したことである。

一九五〇年一月一九日の電気事業再編成審議会委員とGHQ代表との会談の席上、ケネディは、突如として一〇分割案を提案した。⁽⁷⁵⁾ この一〇分割案は、①九ブロック以外に信越地区にも電力会社を新設する、②地域分割にあたっては、松永が主張しているいわゆる「風揚げ地帯」方式（大消費地をかえる電力会社には給電地域以外にも電源保有を認める方式）を排して、属地主義（給電地域と電源地域を一致させる方式）を採用する、という二点で松永と異なっていた。

ここで問題となるのは、松永によるケネディやロームスの説得がある程度成果をあげていたのに、なぜ、GHQは、突然一〇分割案を持ち出したのかという点である。いまのところ、この疑問を解明するデータは、GHQ/SCAP文書のなかには見当たらない。ただし、当事者の一人であった松永は、後年の回想記のなかで一〇分割案について、「経済科学局電気ガス課員エヤース大佐の案らし」⁽⁷⁷⁾いと指摘し、ケネディやロームスはエヤースの考えに必ずしも賛成ではなかったと述べている。⁽⁷⁸⁾ GHQ/SCAP文書のなかに一〇分割案提案にいたる経過やエヤースに関する記述が見当たらない点からみても、いかにも急ごしらえだったと思われる一〇分割案が一時的にせよGHQ内部で

認知されたのは、松永が言うように、「エヤースは職業軍人であるが、元は米国の中小電気会社の技師をしていたことがあり、職業軍人に転じたもののそれなりに電業事業については一個の考え方を持っていた」⁽⁷⁹⁾た、という事情によるのかもしれない。

電気事業再編成審議会は、一九五〇年一月三〇日付のマーケットの非公式覚書⁽⁸⁰⁾に促された形で、二日後の二月一日に答申をまとめた。同審議会は、本答申として多数意見の融通会社案を採用し、参考資料として松永の九ブロック案を添付するとともに、答申書中にGHQの一〇分割案に反対することを明記した。

一〇分割案への傾斜を強めていたGHQは、一九五〇年二月一日付のマーケット経済科学局長の覚書で電気事業再編成審議会の本答申に盛り込まれた融通会社案を強く否定しただけではなく、参考資料として添付された松永案にも批判を加えた。⁽⁸²⁾ GHQのこの姿勢は、一九五〇年二月いっばい変らなかつた。⁽⁸³⁾

一方、マーケットの覚書で窮地に立たされた通産省は、GHQの拒否反応が強い融通会社案を採用することを断念し、GHQの批判の度合が小さい松永案を前面に立てて局面の打開を図ることにした。そして、同年二月一四日の省内の首脳会議で、

「原則的に再編成については、答申に参考意見として附記せられていた松永九ブロック案を採用し、電力行政機構については答申案を骨子とすることに決定し」た通産省は、①企業形態の改変については九ブロック化を実現する、②その際、分割方式としては「風揚げ地帯」方式を採用する、という松永案を継承した二点に、③電気料金の地域差調整のために特別措置を講ずる、④電力行政機構については現状を維持するとともに通産大臣の諮問機関として公益事業審議会を設置する、という二点を加えた合計四点を要望事項として、二月二三日からGHQとの本格的な折衝にはいった。⁽⁸⁶⁾

折衝は難航したが、それでもGHQは、一九五〇年三月一日に、通産省の四点の要望のうち①・②・③を受け入れた。ただし、残る④の要望については、GHQは、断固としてこれを拒否した。⁽⁸⁶⁾ 資源庁電力局を廃止し、独立性の強い電力行政機関として公益事業委員会を創設するというGHQの意向は、一九四九年一月―一九五〇年三月の時期においても揺るぐことはなかった。結局、電力行政機構の改変に関しては、一九五〇年三月二十九日に通産省が④の点を断念し、資源庁電力局の廃止と公益事業委員会の創設をめざすことが決まった。

こうして、一九五〇年三月末には、企業形態については「風

揚げ地帯」方式による九ブロック化、つまり地域別民営九社による発送配電一貫経営への移行を追求し、行政機構については資源庁電力局の廃止と公益事業委員会の創設をめざすという、電氣事業再編成の最終実行案の内容が固まった。この実行案は、企業形態に関しては松永安左エ門の見解を、行政機構に関してはGHQの意向を、それぞれふまえたものであった。

ところで、ここまでの経緯を念頭におくと、考慮しなければならない問題が二つあることがわかる。第一は、なぜ通産省は省全体としては密接な関係ではなかった松永が提唱したプランを採用したかという問題であり、第二は、なぜGHQはいったん批判した松永案を受け入れたかという問題である。

この二つの問題に対する共通の解答は、通産省とGHQの双方が当時一応のタイムリミットとみなしていた第七国会の会期末が近づくという状況のもとで、ともかくも両者が受け入れることができる具体的なプランは松永案においてはかにはなかった、という事情に求めることができる。九ブロック化を骨子とする松永案は、通産省の前身の商工省が一九四八年三月に経済安定本部と電力業の企業形態変更に関する合同研究会議を行なった際、三つの推奨案のうちのひとつとして掲げたB案に⁽⁸⁸⁾ あいづる内容をもっていた。⁽⁸⁹⁾ また、いくつかの資料が示す

ように、GHQの内部には、一〇分割案の提示後も松永案を評価する傾向が根強く残っていた。⁽⁹⁰⁾この点に関連して、松永自身も、のちに当時をふりかえって、「実は総司令部は必ず私の案に賛成するとの確信を持っていた」⁽⁹¹⁾と述べている。

注

- (58) 「公共事業委員会設置案」(一九四九年一〇月一四日、前掲『電気事業再編成史』三三八—三三九頁。前掲拙稿「GHQ(3)」二二九頁。
- (59) 「電力事業再編成勧告委員会案」(一九四九年一〇月一四日、前掲『電気事業再編成史』三三七—三三八頁。前掲拙稿「GHQ(3)」二二八頁。
- (60) 通産省大臣官房渉外課「渉外週報第二二二号」(一九四九年一〇月二六日、前掲『渉外週報』三八頁。前掲拙稿「商工省(1)」一四六頁)参照。
- (61) 通産省大臣官房渉外課「渉外週報第二二三号」(一九四九年一二月二日、前掲『渉外週報』四八頁。前掲拙稿「GHQ(3)」二三〇頁)参照。
- (62) 通産省大臣官房渉外課「渉外週報第二二四号」(一九四九年一二月九日、前掲『渉外週報』六〇—六一、六四頁。前掲拙稿「GHQ(3)」二三〇頁)参照。
- (63) 大谷健「興亡——電力 民営・分割の葛藤」、白桃書房、一九八四年)一三八—一三九頁参照。
- (64) 拙稿「電力統制と五大電力経営者」(『経営史学』第一

九巻第三号、一九八四年)九一—一〇頁参照。

- (65) 前掲『電気事業再編成史』三四〇—五二四頁参照。
- (66) この時、九ブロック案作成の準備を進める松永を助けたのが、当時、再編成推進の「三羽鳥」と称された関東配電の木川田一隆、関西配電の芦原義重、中部配電の横山通夫の三人であった(この点については、小島直記「松永安左エ門の生涯」、「松永安左エ門伝」刊行会、一九八〇年、八九六、九五—頁参照)。木川田、芦原、横山は、のちにそれぞれ東京電力、関西電力、中部電力の社長となり、高度経済成長期の日本の電力業界のリーダーとして活躍した。
- (67) 松永安左エ門『電力再編成の憶い出』(電力新報社、一九七六年)二九頁。
- (68) 松永前掲『電力再編成の憶い出』三〇頁。
- (69) 松永前掲『電力再編成の憶い出』三二頁。
- (70) cf. G. R. Roames, Draft of Memo for Record (January 12, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「GHQ(3)」二三三—二三五頁)。
- (71) W. F. Marquat, Memorandum for the Minister of International Trade and Industry (December 21, 1949, RG 331, B 7446, F 27. 前掲拙稿「GHQ(3)」二三三頁)。
- (72) cf. *op. cit.*, Roames, Draft of Memo for Record (January 12, 1950)。
- (73) 前掲『電気事業再編成史』四一〇頁参照。

- (74) 大谷前掲『興亡——電力 民營・分割の葛藤』一四八頁参照。日本製鉄社長の三鬼隆が事実上の日発存続案である融通会社案を提唱したのは、日発を中心とする国家管理体制下での電氣料金の政策的低位によって利益を得ていた、鉄鋼会社等の電力ユーザーの立場を反映したものである。
- (75) cf. Principles for Establishment of National Utilities Commission and Reorganization of Electric Power Industry (January 19, 1950, RG 331, B 7446, F 27. 前掲拙稿「GHQ(3)二三六—三三七頁」)。
- (76) 正確には、公益事業・燃料課。
- (77) 松永前掲『電力再編成の憶い出』二五頁。
- (78) 松永前掲『電力再編成の憶い出』二九—三一頁参照。
- (79) 松永前掲『電力再編成の憶い出』二七頁。
- (80) 「非公式覚書」(一九五〇年一月三〇日、前掲『電氣事業再編成史』五三一—五三三頁。前掲拙稿「GHQ(3)二三八頁」)。
- (81) 電氣事業再編成審議会の答申については、前掲『電氣事業再編成史』四三五—五二四頁参照。
- (82) cf. W. F. Margat, Memorandum for H. Inagaki (February 11, 1950, RG 331, B 6979, F 6. 前掲拙稿「GHQ(3)二四二頁」)。また、通産省大臣官房渉外課渉外週報第三七号(一九五〇年二月一日、前掲『渉外週報』一七八、一八〇頁。前掲拙稿「GHQ(3)二四三頁」)も参照。
- (83) cf. G. R. Roames, Memorandum for W. F. Margat (February 7, 1950, RG 331, B 7446, F 27. 前掲拙稿「GHQ(3)二三九—二四一頁」, and ESS Utilities and Fuels Division, Draft of Memorandum for Japanese Government (February 25, 1950, RG 331, B 6979, F 6. 前掲拙稿「GHQ(3)二四四—二四五頁」)。
- (84) 前掲『電氣事業再編成史』五三四頁。
- (85) 前掲『電氣事業再編成史』五三六—五三八頁参照。
- (86) cf. T. O. Kennedy, Memorandum for Chief, ESS (March 10, 1950, RG 331, B 7365, F 6. 前掲拙稿「GHQ(3)二四六—二四八頁」, and Informal Memorandum, W. F. Margat to MITI (March 10, 1950, RG 331, B 7365, F 6. 和訳文は前掲拙稿「GHQ(3)二四九頁」)。
- (87) 例え、電氣事業再編成審議会において、松永は、資源庁電力局電政課長小室恒夫と激しく対立した。この点については、松永前掲『電力再編成の憶い出』三二頁参照。
- (88) 三つの推奨案のうちA案は全国一社案、B案は七ないし九ブロック案、C案は現状維持を骨子とする案であった。
- (89) 経済安定本部動力局「電業事業企業形態研究報告要旨」

(一九四九年六月一四日、経済企画庁所蔵資料。前掲拙稿「商工省(2)」一八九—一九二頁) 参照。

(90) cf. *op. cit.*, Roames, Memorandum for Marquat (February 7, 1960). また、前掲「渉外週報第三七号」

(一九五〇年二月一五日)も参照。

(91) 松永前掲『電力再編成の憶い出』三四—三五頁。

六 一九五〇年四月—同年一二月

一九五〇年三月末に九ブロック化と公益事業委員会の創設という内容が固まった電気事業再編成の最終実行案は、実施にいたるまでに紆余曲折を経た。

実行案の実施を困難にした一つの要因は、一九五〇年四月の時点でGHQ内部の経済科学局価格配給課や民間運輸局が、実行案についてクレームをつけたことであった⁽⁹²⁾。ただし、この意見対立については、GHQのなかで調整が進められ⁽⁹³⁾、次の要因に比べれば、電気事業再編成の実施を阻害する材料として、大きな意味をもたなかった。

実行案の実施を困難にしたいま一つの、そして最大の要因は、日本サイドの松永案に反対する勢力の猛烈な抵抗であった⁽⁹⁴⁾。実行案を具体化して吉田内閣が第七国会に提出した電気事業再編成法案と公益事業法案の審議は難航し、ついに一九五〇

年五月二日に、両法案の廃案が確定した⁽⁹⁵⁾。

第七国会での電気事業再編成関連二法案の不成立に焦燥感を強めたGHQは、実行案にもとづく再編成の必要性を再確認しつつ⁽⁹⁶⁾、①見返り資金の電力業向け融資を停止し、日本サイドに

再編成促進の圧力をかける、②強権を発動して、ポツダム政令の形をとって再編成を強行する、などの手段を検討するようになった⁽⁹⁷⁾。そして、経済科学局財政課から若干の異論が出たものの⁽⁹⁸⁾、①の見返り資金の停止を実行に移した⁽⁹⁹⁾。

しかし、吉田内閣と与党自由党との意見調整が手間どり、一九五〇年七月一二日に開会した第八臨時国会への電気事業再編成関連法案の提出が不可能になるなどしたため、再編成問題の決着は、同年秋以降にもつれこんだ。これに対してGHQは、一九五〇年九月の時点で②の手段の実行を検討したが、第九国会での電気事業再編成関連法案の成立をめざす吉田内閣の最後の努力に期待して、しばらくのあいだ、ポツダム政令による再編成強行をみあわすことにした⁽¹⁰⁰⁾。

最終期限と目された第九国会開会日の一九五〇年一月二二日が近づくにつれて、関係者のあいだに緊張が高まり、同年一〇月には連合国最高司令官マッカーサー(D. MacArthur)と内閣総理大臣吉田茂のあいだで、電気事業再編成問題に関する

書簡が直接やりとりされた⁽⁹²⁾ところが、吉田内閣と与党自由党とがようやくおりあいをつけて作成した妥協案は、GHQの受け入れるところとならず⁽⁹⁴⁾結局、吉田内閣は、第九国会にも電気事業再編成関連法案を提出することができなかった。

ここにいたって、GHQの強権発動による電気事業再編成問題の一挙解決は、もはや避けられない情勢となった。そして、一九五〇年一月二日付のマッカーサー書簡⁽⁹⁵⁾でも、二日後の一月二四日に電気事業再編成令と公益事業令が、いずれもボツダム政令として公布された（施行は、ともに同年二月一五日）。この結果、GHQ案による公益事業委員会の創設と、松永案による九ブロック化を主要な内容とする電気事業再編成が、実施されることになった。

一九五〇年四—十一月の事実経過のなかで興味深いのは、GHQが一貫して、同年三月末に内容が固まった最終実行案の線で電気事業再編成を実施することを主張した点である。かつてGHQ案と松永案は、一〇分割か九分割か、属地主義か「風揚げ地帯」方式か、という二点で食い違いをみせていたが、再編成問題が最終局面を迎えた一九五〇年四—十一月の時期には、GHQは、いずれの点でも松永案の熱心な支持者として行動した。同年一一月の時点でケネディが、「風揚げ地帯」方式を支

持する立場から、吉田内閣と自由党とのあいだで成立した妥協案に盛り込まれた属地主義を批判したことは、⁽⁹⁶⁾そのことを端的に示している。

注

- (92) cf. F. L. Whittington, Proposed Law Creating National Public Utilities Commission (April 7, 1950, RG 331, B 7365, F 6. 前掲拙稿「GHQ④」一五五頁), Check Sheet, Civil Transportation Section to Government Section (April 26, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「GHQ④」一五五頁), T. O. Kennedy, Memorandum for Chief, ESS (April 29, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「GHQ④」一五六頁), and W. L. Ogden, Memo for Record (May 1, 1950, RG 331, B 6979, F 6. 前掲拙稿「GHQ④」一五七頁)。

- (93) cf. *op. cit.*, Kennedy, Memorandum for Chief, ESS (April 29, 1950), and *op. cit.*, Ogden, Memo for Record (May 1, 1950)。

- (94) 前掲『電気事業再編成史』五九九—八〇六頁参照。

- (95) 前掲『電気事業再編成史』八〇六頁参照。

- (96) cf. T. O. Kennedy, Memorandum for W. F. Marquat (May 31, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「GHQ④」一六〇—一六三頁)。

- (97) cf. G. R. Roames, Memorandum for Chief, ESS

(May 5, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「ウHQ④」一五八一—一五九頁)。

(86) cf. E. M. Reed, Memorandum for Director of Production & Utilities (July 14, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「ウHQ④」一六六頁)。

(86) cf. T. O. Kennedy, Memorandum for W. F. Marquat (June 2, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「ウHQ④」一六四頁), W. F. Marquat, Informal Memorandum for MITI (undated, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「ウHQ④」一六五—一六六頁), and T. O. Kennedy, Memo for Record (July 15, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「ウHQ④」一六六—一六八頁)。
また「ブーカール」電力再編成に関するメッセージ(一九五〇年七月五日、前掲『電気事業再編成史』八一〇頁、前掲拙稿「ウHQ④」一六四頁)も参照。

(90) cf. Check Sheet, ESS to Chief of Staff(September 18, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「ウHQ④」一六八頁), G. R. Roames, Memo for Record(September 18, 1950, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「ウHQ④」一六九—一七一頁), and ESS Utilities and Fuels Division, Draft of SCAPIN AG 463 (undated, RG 331, B 8392, F 4. 前掲拙稿「ウHQ④」一七一—一七四頁)。

(10) cf. Letter, D. MacArthur to S. Yoshida (October 26, 1950, RG 331, B 7446, F 28. 前掲拙稿「ウHQ④」一

七六頁)。

(102) cf. T. O. Kennedy, Memorandum for W. F. Marquat (October 13, 1950, RG 331, B 7446, F 27. 前掲拙稿「ウHQ④」一七四頁), and *op. cit.*, Letter, MacArthur to Yoshida (October 26, 1950).

(103) この受領案とていつて誰と云ふ、前掲『電気事業再編成史』八一九—八七一頁参照。

(104) cf. T. O. Kennedy, Memorandum for W. F. Marquat (November 20, 1950, RG 331, B 7446, F 27. 前掲拙稿「ウHQ④」一七六—一七八頁)。

(105) Letter, D. MacArthur to S. Yoshida (November 22, 1950, RG 331, B 7446, F 28. 前掲拙稿「ウHQ④」一七九頁)。

(106) cf. *op. cit.*, Kennedy, Memorandum for Marquat (November 20, 1950).

七 結 論

本稿の課題は、電気事業再編成において最終実行案となった民営地域別九分割案の形成過程を検討し、企業形態改変面での再編成の主役は誰かを確定することにあった。最後に、この問題に対する解答を明確にしておこう。

冒頭で第1表を使って議論したように、企業形態改変面で電

電気事業再編成の主役となりうる候補者としては、松永安左エ門、GHQ、九配電会社の三者が存在する。このうち、まず最初にリストからはずすべきなのは、九配電であろう。⁽¹⁰⁾ 言うのは、九配電が、①集排法指定以前には、電産労働ないし電産が掲げる全国一社案に同調していた、②集排法指定以後でも、電気事業民主化委員会において、現状維持色の強い答申の作成に賛成した、という事実があるからである。

次に問題になるのは、GHQである。電気事業再編成自体がGHQの強権発動によって実施されたことは、間違いない。また、再編成の側面である電力行政機構の改変について、GHQが一貫してイニシアチブを発揮したことも確かである。しかし、肝心の企業形態改変の面では、GHQは、必ずしも主導性を発揮したとは言えない。この面でのGHQの方針は、五ブロック案、七ブロック案、一〇分割案と激しく動揺し、最終的には、具体案作成を日本サイドにゆだねることになった。GHQが電気事業再編成において重要な役割をはたしたことは紛れもない事実であるが、GHQを民営地域別九分割案作成の主役とみなすことは正確でない。GHQが企業形態改変面で再編成の主役になることができなかったのは、日本の電力業の技術的、歴史的條件を網羅的、体系的に理解することが困難だったから

であらう。

GHQが日本サイドにゆだねた企業形態改変の具体案作成を主導性をもって推進し、九ブロック化と、「風揚げ地帯」方式の採用という二点で特徴づけられる民営地域別九分割案の成立に中心的な役割をはたしたのは、松永安左エ門であった。したがって、企業形態改変面での電気事業再編成の主役は松永だった、と結論づけることができる。松永案にもりこまれた九ブロック化や「風揚げ地帯」方式の採用に対して一時は批判を加えていたGHQが、最終局面ではそれらの熱心な支持者に転じたことは、そのことを端的に示している。

松永が電気事業再編成の主役になりえたのは、一九二八年にすでに再編成の内容を先どりする「電力統制私見」を発表していたことからわかるように、日本の電力業の技術的、歴史的條件に関して、広く深い理解をもっていたからである。松永の電力業に対する理解を豊かにさせるうえで重要な意味をもったのは、当時、「科学的経営」と評価された、戦前の東邦電力におけるトップ・マネジメントの経験であった（この点については、すでに別の機会に論究した）。⁽¹¹⁾ また、戦前戦後をつうじて、松永のもとに、日本の電力業界を代表するような優秀な人材が参集したことも、忘れてはならないポイントであらう。⁽¹²⁾

ところで、企業形態改変面での電気事業再編成の主役がGHQではなく松永だという本稿の結論からは、電気事業再編成は、単なる「外庄」の所産ではなく、基本的には「内庄」によって生じたものだ、という仮説を導くことができる。そして、

①電力国家管理以前の一九二〇年代末葉―一九三〇年代の時期に、松永の「電力統制私見」にみられるように、電力業界の自主統制の機運がある程度高まっていたこと、②電気事業再編成によって誕生した九電力体制が、その後も長期にわたって定着したこと、⁽¹¹⁾を考えあわせると、この仮説の説得力は、いっそう高まる。一方、これとは裏腹に、電力国家管理の経済的必然性を強調する通説的見解の系として展開される、「電気事業再編成をGHQという『外庄』によって遂行された経済的必然性をもたないプロセスととらえる」議論の妥当性は、後退する。

もちろん、日本の電力業が、一九三〇年代の業界自主統制から電気事業再編成へ直進せずに、そのあいだに足かけ一三年間にわたる国家管理を経験したことは、歴史的事実である。しかし、それは、国家主義イデオロギーの台頭などの経済外的要因によるものであり、電力国家管理は、経済的必然性をもたない、日本の電力業にとっての長い回り道だったと、筆者は考える。電力国家管理下で伏流としていったん地表から姿を消した

日本電力業の本来の流れが、再び本流として姿を現わしたものが、ほかならぬ電気事業再編成だったのではなからうか。このような新しい視角から日本電力業の発達史を再構成することは、今後とも筆者に課せられた課題である。

注

(107) 本稿の注66で述べたように、松永安左エ門が九ブロック案を作成する過程で、関東配電の木川田一隆、関西配電の芦原義重、中部配電の横山通夫が、重要な役割をはたした。ただし、これら三人の動きは、各配電会社によってオリジナルズされた公式のものではなかった。

(108) 拙稿「三井銀行と東京電灯・東邦電力」(『経営史学』第一七巻第二号、一九八二年)、同「電力再編成の立役者・松永安左エ門」(『歴史と人物』一九八三年一〇月号、中央公論社)、同「松永安左エ門と東邦電力の資金調達」(青山学院大学『青山経営論集』第一九巻第一号、一九八四年)、同前掲「電力統制と五大電力経営者」参照。

(109) 戦前に松永が社長をつとめた東邦電力からは、電気事業再編成によって誕生した民営九電力会社のトップ・マネジメントが多数輩出した。また、戦後については、本稿の注66参照。

(110) 前掲拙稿「電力統制と五大電力経営者」四一九頁参照。

(111) 前掲拙稿「電力」三六六―三六八、三七四―三七六頁

参照。

〔補注〕 本稿の脱稿後、中瀬哲史氏が「日本の電気事業再編成案の形成」(大阪市立大学「経営研究」第四二巻第二号、一九九一年)を発表された(本稿の注3参照)。そのなかで氏は、戦前と戦後を連関させ、松永安左エ門の役割を重視する筆者(橋川)の基本的な視角を評価され(中瀬論文七三頁参照)ながらも、筆者の議論に対して、次の四点の批判を加えられている。それは、①「戦前と戦後の連続性を強調するが為に、戦後の再編成を巡る政治的・経済的な客観的情勢を分析する視角が弱いこと」、②「GHQ/S CAPの現実の活動を扱っていないこと」、③「電力再編成を企業形態改変と行政所管変更という二つの問題として切り離して分析するために、両問題の関連が不明確であること」、④「再編成問題の中で大きなポイントだった水力電源の帰属方法(…中略…)が取り上げられていないこと」(引用はいずれも中瀬論文七三頁)、の諸点である。

このうち②は、中瀬氏自身が前掲拙稿「資料——電気事業再編成とGHQ(1)(2)」を紹介されていること(中瀬論文七二頁参照)を考えあわせると、やや奇異な印象を受ける。また、④についても、やはり中瀬氏が論及されている(中瀬論文七二—七三頁参照)前掲拙稿「電気事業再編成と企業形態改変に関する諸プラン」の二七五頁で、水力電源の帰属問題に関する筆者の基本的な見解を明らかにしているので、同様である。本稿の基礎となった一九九〇年の社会

経済史学会第五九回全国大会での筆者の自由論題報告(本稿の注1参照)を中瀬氏が聞かれていないという事情もあるようであるが、いずれにせよ、本稿の発表自体が、氏の②や④の批判に対する一応の回答になりうると考える。

つぎに、①に関しては、電気事業再編成を理解するうえでの最大のポイントは、従来の諸研究が行なってきたように「戦後の再編成を巡る政治的・経済的な客観的情勢」を重視することではなく、日本電力業の「戦前と戦後の連続性」に目を向けることにあるというのが、筆者の積極的立場であることを繰り返すにとどめたい。既述のように、このような筆者の視角に対しては、中瀬氏も基本的には賛意を表されているように思われる。なお、筆者の視角については、前掲拙稿「電力国家管理研究の新視角」、および本稿の結論部分参照。

最後に、③について言えば、電気事業再編成の過程で企業形態改変と行政所管変更とを「切り離し」たのは、ほかならぬGHQ自身である。問われるべきは、筆者の分析姿勢ではなく、GHQの行動様式そのものであろう。

付表 電気事業再編成関連年表

年	月	日	主 要 な 関 連 事 項
1938	5	5	国家総動員法施行。
	5	25	電力管理法一部施行（全面施行は1939年3月18日）。
	8	10	日本発送電株式会社法施行。
1939	4	1	日発設立。電気庁発足。
	10	20	電力調整令施行。
1941	3	20	国家総動員法改正施行。
	4	25	日本発送電株式会社法改正施行。電力管理法施行令改正施行。
	8	29	配電統制令施行。
1942	4	1	9配電設立。
	11	1	逓信省電気局発足。
1943	11	1	軍需省電力局発足。
1945	8	26	商工省電力局発足。
	12	20	日発関東支店従業員組合、発送配電一元化を要求。
1946	2	20	東京都議会、「配電事業ニ関スル意見書」を採択。
	4	7	電産労協結成。発送配電の全国一元化を要求。
	8	13	衆議院本会議、「配電事業東京都営移管に関する建議案」採択。
	9	17	電気事業法改正一部施行（全面施行は同月30日）。
	10	1	配電統制令・電力調整令失効。
	10	7	電産労協・日発・9配電・商工省間で、電気事業民主化、発送配電全国一元化の確認書成立。
1947	11	28	配電事業都市移管期成連絡委員会結成。
	1	22	労使代表による電気事業民主化協議会開催（同年9月15日まで）。
	5	6	電産結成。
	8	4	日本社会党、電力国有国営案発表。
	8	10	日本共産党、「重要企業国営人民管理法案」提案。
	9	—	電産、「電気事業社会化要項」発表。
1948	2	22	日発、9配電に集排法の指定。
	3	9	電産、公社による発送配電全国一元化案発表。
	4	22	日発、再編成計画書提出（株式会社による発送配電全国一元化案）。同時に9配電も、再編成計画書提出（民営地域別9社による発送配電一貫経営案）。
	4	23	配電事業全国都道府県営期成同盟会結成。
	4	30	電気事業民主化委員会開催（同年10月1日まで）。
	5	12	配電事業全国都道府県営期成同盟会、「配電事業都道府県営基本方針」（発送電国営、配電公営案）発表。
	6	30	G H Q 反トラスト・カルテル課長ウエルシュ、「9配電の機構上の分割はない」との談話発表。
	7	1	持株会社整理委員会、「9配電は機構上の再編成を要しない」と発表。
	7	15	日発、臨時理事会を開き、現状維持論へ転換。
	10	1	電気事業民主化委員会答申（北海道・四国は発送配電一貫化、本州・九州は現状維持）。
1949	2	15	G H Q 経済科学局工業課、電気事業再編成案作成。
	5	6	配電事業公営期成連合会結成。
	5	10	G H Q 集中排除審査委員会のバーガー、日発森理事に「7ブロック案」を内示。
	5	25	通商産業省設置。資源庁電力局発足。
	8	13	G H Q、電気事業再編成の基本方針作成。
	9	27	G H Q、電気事業再編成に関する非公式覚書を通産省に提示。
	11	24	電気事業再編成審議会開催（1950年1月31日まで）。

電気事業再編成における民営地域別九分割案の形成過程

1950	1	19	G H Q 経済科学局顧問ケネディ、電気事業再編成審議会のメンバーに「10分割案」提示。
	2	1	電気事業再編成審議会答申（9分割プラス電力融通会社案。発送配電一貫9分割の松永会長私案も添付）。
	2	11	G H Q 経済科学局長マーカット、答申の両案に反対する旨の覚書を通産省に提示。
	2	14	通産省、松永案採用を決定。
	2	21	電気事業再編成に関する閣議了解（松永案による9分割、通産相の諮問機関として公益事業審議会を設置）。
	3	10	G H Q、公益事業委員会問題を除いて政府案を了承する旨の非公式覚書を通産省に提示。
	3	29	公益事業委員会問題について、G H Q・政府間の合意成立。
	4	20	政府、電気事業再編成法案と公益事業法案を第7国会へ提出。
	5	2	両法案は、第7国会で審議未了、廃案。
	6	20	両法案の第8国会提出取止めの閣議申し合せ。
	6	21	ケネディ、両法案国会提出取止めに遺憾の意を表し、見返り資金の融資停止を通産相に表明。
	7	10	ケネディ、見返り資金の融資停止を官房長官に通告。
	7	23	G H Q、日発と9配電の設備新設、拡張、移設、さらには増資、社債発行に対する許可を停止。
	9	9	日発大西総裁、櫻井副総裁辞表提出。
	10	3	「電気事業再編成要綱」を閣議了解。
	10	9	民主党、発送電5分割案を発表。
	11	10	第9国会へ提出予定の電気事業再編成法案修正案と公益事業法案修正案を閣議了解。
	11	16	ケネディ、両法案修正案に反対の旨を通産相に表明。
	11	21	第9国会開会。
	11	22	G H Q 最高司令官マッカーサー、電気事業再編成促進に関する書簡を吉田首相に伝達。
	11	24	電気事業再編成令、公益事業令公布（ともに施行は同年12月15日）。
	12	15	公益事業委員会発足。電力管理法・電気事業法廃止。
1951	5	1	9電力設立。日発・9配電解散。日本発送電株式会社法失効。
1952	7	31	電源開発促進法公布施行。
	8	1	公益事業委員会廃止。通産省公益事業局発足。
	8	11	電源開発調整審議会設置。
	9	16	電源開発株式会社設立。
	10	25	電気事業再編成令、公益事業令失効。
	12	27	電気及びガスに関する臨時措置に関する法律公布施行。
1958	4	1	電力広域運営方式実施。
1964	7	11	新電気事業法公布（施行は1965年7月1日）。

（出所）『電力案の流産、舞台裏(1)～(12)』（『産業経済新聞』、1950年5月15日付～同年27日付）。日本発送電株式会社『再編成関係日誌』（1950年）。G H Q、SCAP、"Expansion and Reorganization of the Electric Power and Gas Industries" (*History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, Vol.XV, Fuel and Power, Part B, 1952)。電気事業再編成史料刊行会（公益事業委員会内）編『電気事業再編成史』（1952年）。栗原東洋編『現代日本産業発達史Ⅲ電力』（1964年）。電力政策研究会編『電気事業法制史』（電力新報社、1965年）。公営電気復元運動史編集委員会編『公営電気復元運動史』（公営電気事業復元県都市協議会、1969年）。通商産業省編『通商産業省30年誌』（通商産業調査会、1979年）。大谷健『興亡』（白桃書房、1984年）。

（注）一は、日付不明。